

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 提出書類

加算等の種別	必要書類
<b>共通必要書類</b>	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
<b>高齢者虐待防止措置実施の有無</b>	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
<b>緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(Ⅱ) 【一体型のみ】</b>	① 緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16) ② 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を看護職員分で作成し、各日の緊急時連絡担当職員が分かるよう○印を付してください) ③ 看護師等免許証の写し(未提出者分)
<b>特別管理体制 【一体型のみ】</b>	① 緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16)
<b>ターミナルケア体制 【一体型のみ】</b>	① 緊急時(介護予防)訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙16) ② 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を従業員全員分で作成し、各日の緊急時連絡担当職員が分かるよう○印を付してください)
<b>総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)</b>	① 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書(別紙42)
<b>認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)</b>	① 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12) ② 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類 ③ 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類(※(Ⅱ)のみ)
<b>口腔連携強化加算</b>	① 口腔連携強化加算に関する届出書(別紙11) ② 歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めたことが確認できる契約書等の写し
<b>サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)</b>	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14) ② 有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)
<b>介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)</b>	① 介護職員等処遇改善計画書(別紙様式2) ② 変更に係る届出書(別紙様式4) (※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
<b>LIFEへの登録</b>	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)

## 2 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	① 認知症高齢者日常生活自立度ランクⅡ以上の利用者の割合を確認できる記録 (※毎月記録すること) ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	① 認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者の割合を確認できる記録 (※毎月記録すること) ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録 ③ 個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画及び実施記録
口腔連携強化加算	① 口腔の健康状態の評価の記録
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① 個別の従業者に係る研修計画及び実施記録 ② 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は技術指導を目的とした会議の定期的な開催記録 ③ 全ての従業者に対する健康診断等の実施計画及び実施記録
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

## 3 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号))